

TaxFlash



タックス・アムネ스티実施細則が明らかに

2016年7月1日にタックス・アムネ스티法2016年第11号(以下「法律第11号」)が制定されたのに続き、財務大臣及び国税総局長は以下の実施細則を公布しました。

1. 法律第11号の実施に係る財務大臣規則No.118/PMK.03/2016(財務大臣規則第118号)
2. 海外資産のインドネシアへの送還とインドネシア国内における投資に関する財務大臣規則No.119/PMK.08/2016(財務大臣規則第119号)
3. タックス・アムネ스티の申請におけるRedemption Moneyの振込先としてPerception Bank(*Bank Persepsi*)を指定金融機関とする財務大臣令No.600/KMK.03/2016(財務大臣令第600号)
4. タックス・アムネスティに関係する各種の払い込み用の入金コード(Deposit Code)が新たに設けられた税金納付書(Tax Payment Slip)の書式に関する国税総局長規則No.PER-06/PJ/2016
5. タックス・アムネスティ文書作成ガイドラインを規定する国税総局長規則No.PER-07/PJ/2016
6. タックス・アムネスティ実施ガイドラインを規定する国税総局長通達No.SE-30/PJ/2016
7. タックス・アムネスティ・プログラムの公告に関する国税総局長通知No.S-184/PJ./2016
8. タックス・アムネスティに係る助言・支援・周知に関する国税総局長通知No.S-872/PJ.09/2016

法律第11号の解説については、私どものTaxFlash 2016年第9号をご参照ください。上記の実施細則下で規定される主な事項を以下にまとめます。

提出

納税者は、タックス・アムネ스티資産申告書 (*Surat Pernyataan Harta untuk Pengampunan Pajak*、以下「SPHPP」)を税務登記を行った税務署 (Tax Service Office (TSO)) または財務大臣が指定するその他の場所 (例えば、香港におけるインドネシア共和国総領事館、シンガポール及びロンドンにおけるインドネシア共和国大使館、並びに財務大臣が認めるその他の場所) に直接 (すなわち、納税者が提出先の場所に自ら赴いて) 提出しなければなりません。

納税者がSPHPPを直接提出することができない場合、代理人に提出を委任することができます (この場合、納税者本人の署名が確認できる委任状が必要となる)。委任状は民法の規定に従い作成しなければなりません。

SPHPPが直接提出されない、または委任状の添付がない (該当する場合のみ)、あるいは記載内容に漏れや不備がある場合は、SPHPPは提出されたものとはみなされません。この場合、SPHPPおよびそれに付随する根拠文書は納税者に返却され、当該文書の受理を証明するいかなる文書も発行されません。

SPHPPが税務署 (またはその他の指定場所) に提出された後、地方税務署長 (納税者が税務登記を行った税務署を所轄する) がタックス・アムネ스티承認書 (*Surat Keterangan Pengampunan Pajak*、以下「SKPP」) を発行します。

Redemption Moneyの納付

納税者は、税務口座コード (Tax Account Code) がNo.411129と指定され、かつ入金コード (Deposit Code) がNo.512と指定された税金納付書を使用して、Perception Bankを通じてRedemption Moneyを納付しなければなりません。

総売上高が48億ルピア以下の納税者

総売上高が48億ルピア以下の納税者は、比較的低率な2%のRedemption Moneyレートを適用することができます (申告された純資産の価値による)。この軽減レートは事業収益を上げる納税者にのみ適用され、雇用による所得および/または個人開業による報酬 (例えば、医師、公証人、公認会計士、建築士または弁護士が受け取る報酬) には適用されません。

上記の総売上高は以下のいずれかの項目に基づき算出されます。

- a. 納税者が作成する、2015年1月から12月までの売上高が確認できる明細書、または
- b. 納税申告の義務がある納税者の直近の年次所得税申告書 (AITR)

特別目的事業体 (SPV)

納税者が SPV を通じて間接的に資産を保有する場合、納税者は資産および負債の一覧の中で当該資産の所有権と関連負債の詳細を申告しなければなりません。

法定納期限を過ぎた未納税金

タックス・アムネ스티の申請要件のひとつとして、SPHPP の提出前に法定納期限を過ぎた全ての未納税金を完納することが要求されています。

財務大臣規則第 118 号では、法定納期限を過ぎた未納税金を、以下のいずれかの項目から生じる未決済・未納の税金 (誤って還付された税金も含む) の本税 (すなわち、行政罰による加算税は除く) と定義しています。

- a. 税務追徴書 (Tax Collection Letter)
- b. 過少納税査定書 (Tax Underpayment Assessment)
- c. 追加過少納税査定書 (Additional Tax Underpayment Assessment)
- d. 修正決定書 (Decision Letters for Revision)
- e. 異議申立決定 (Tax Objection Decision)
- f. 控訴決定 (Tax Appeal Decision)
- g. 訴訟決定 (Lawsuit Decision)
- h. 司法審査決定 (Judicial Review Decision)

上記のいずれかの書状から生じる行政罰は、タックス・アムネ스티優遇措置下の規定で免除されます。

さらに、財務大臣規則第 118 号では以下の事項が規定されています。

- a. 法定納期限を過ぎた未納税金には徴税費用も含まれる。
- b. 法定納期限を過ぎた未納税金の一部が納付された場合、国税総局のデータに基づき本税と行政罰による加算税との間で比例配分する。
- c. 国税総局のデータで行政罰の詳細な計算内容が確認できない場合は、行政罰による過料は未納税額の 48%とみなされる。

納税者による税務関連の裁判手続の取下げ

タックス・アムネ스티申請のもうひとつの要件に、納税者が税務関連の裁判手続を取下げることが挙げられます。結果として、納税者は紛争の対象となっていた国税総局の査定または税務裁判所の決定等に同意するものとみなされ、その法的見解は恒久的な法的根拠となり、これらの査定または決定等で規定される税金の本税は未解決の未納税金となり、SPHPP の提出前にその完納が要求されます。

タックス・アムネ스티下で課せられる制限

タックス・アムネ스티・プログラムを適用する納税者には、以下のとおりに複数の制限が課せられます。

- (1) 納税者は、直近の会計年度末時点で繰り越した欠損金を利用する権利を喪失する。欠損金が既に繰り越された場合は、納税者はその便益を享受する全ての納税申告書を修正しなければならない。
- (2) 納税者は、直近の会計年度末時点のいかなる税金の過大納付額(すなわち、所得税、付加価値税および/または奢侈品販売税)も翌期以降に将来期間の納税額と相殺することはできない。過大納税額が既に相殺されている場合は、納税者はその便益を享受する納税申告書を修正しなければならない。
- (3) 納税者は、法律第 11 号の制定後の直近の会計年度末までの会計期間において所得税、付加価値税および/または奢侈品販売税の納税申告書を修正することはできない。納税申告書の修正が既に提出されている場合は、当該修正は無効とみなされる。

国税総局は、上記の (1) および (2) の状況下における納税申告書の修正から生じるすべての行政罰を免除します。

承認通知書の修正

承認通知書に誤記または計算ミスがあった場合は、財務大臣はこれを修正する場合があります。

誤記または計算ミスにより、Redemption Moneyの過少納付に至った場合は、以下の手続きに従います。

- a. 税務署は誤記または計算ミスの発見を受けて、確認通知書を発行する。
- b. 納税者は確認通知書の発行日から14営業日以内に未納金額を清算し、これを受けて税務署は修正通知書を発行する。
- c. 納税者が14営業日以内に未納金額を清算しない場合は、税務署は職権により修正通知書を発行し、納付済みのRedemption Moneyに応じて資産価値を調整し、資産価値の差額は非開示資産として扱われる。このような非開示資産は追加の所得としてみなされ、現行の税法規定に従い所得税の課税対象となり、課税額の200%が罰金として徴収される。

誤記または計算ミスにより、Redemption Moneyの過大納付に至った場合は、以下の手続きに従います。

- a. 税務署は誤記または計算ミスの発見を受けて、修正通知書を発行する。
- b. 過払い金額は、修正通知書の発行から3ヶ月以内に還付されるか、もしくはその他の租税債務の相殺に充てられる。

新規SPHPPの提出

タックス・アムネ스티適用期間において、納税者はSPHPPを最大で3回まで提出することができます。

納税者は以下のいずれかの場合において、2回目または3回目のSPHPPの提出を行うことができます。

- (1) 初回または2回目のSPHPPの提出時に申告していなかった追加の資産を申告する必要がある場合、または
- (2) タックス・アムネ스티適用期間において、納税者が海外資産をインドネシアに送還し、インドネシア国内に投資する意図を撤回する場合、あるいは

(3) SKPP発行後に納税者が資産をインドネシア国内で少なくとも3年間保有することを怠った場合

SPHPPの2回目以降の提出手続きは初回の手続きと同様で、地方税務署長は新規のSPHPPに対してSKPPを発行しなければなりません。

Redemption Moneyは、SPHPPの提出が2回目または3回目の場合、その提出時に適用されるレートを用いて再計算されます。新規のSPHPPが上記の(2) および (3) の状況下で提出される場合、当該SPHPPは海外(オフショア)資産を申告するものとして扱われ、当該資産にはより高いRedemption Moneyレート(すなわち、4%、6%または10%)が適用されます。

ただし、新規SPHPPによりRedemption Moneyの過大納付が生じた場合、その過払い金額はSPHPPの2回目または3回目の提出から3ヶ月以内に還付されるか、もしくはその他の租税債務の相殺に充てられます。

オフショア資産のインドネシアへの送還に関する手続き

法律第 11 号で規定されるとおり、納税者はオフショア資産の申告において Redemption Money の軽減レートを適用するために、当該オフショア資産をインドネシアに送還し、インドネシア国内にて投資しなければなりません。

財務大臣規則第 119 号では、2015 年 12 月 31 日以降かつ SKPP 発行前にインドネシア国内にて設立されたファンドを新たにオフショア資産とみなすなど、オフショア資産の定義が拡大されています。従って、Redemption Money の軽減レートを適用するためには、オフショア資産送還に係る適格投資リストに従って当該オフショア資産をインドネシア国内にて投資する必要があります。

財務大臣規則第 119 号下で規定されるオフショア資産のインドネシアへの送還と投資の手続きは以下のとおりです。

- a. 納税者は SKPP 受領後に、財務大臣指定のいずれかの Perception Bank にて特別口座 (*Rekening Khusus*) を開設する。インドネシア国内には、Redemption Money の振り込み先として財務大臣に指定された Perception Bank が 77 行存在する(財務大臣令第 600 号の規定に従う)。
- b. 納税者は、オフショア資産から資金をインドネシア国内の財務大臣指定 Perception Bank の特別口座、または財務大臣指定 Perception Bank の海外(オフショア)支店の特別口座に移動させる。また、当該行為を以って投資要件である 3 年間の起算時点とする。
- c. 財務大臣指定 Perception Bank の海外(オフショア)支店を通じて資金が移動された場合、オフショア支店はインドネシア国内の財務大臣指定 Perception Bank に当該資金を翌営業日終業時間までに移動させる。
- d. Perception Bank に移動させられた資金は、タックス・アムネ스티・プログラムを踏まえて財務大臣により書面で資金管理を委託された銀行、資産管理会社、証券ブローカーを通じて、適格金融商品への投資を通じて運用される(以下、まとめて「ゲートウェイ」と称する)。ゲートウェイの適用条件および申請者に生じる義務の詳細は財務大臣規則第 119 号にて規定される。

法律第 11 号で規定される適格投資リストは以下のとおりです。

- a. 政府証券
- b. 国有企業(SOE)社債
- c. 国有金融公社社債
- d. 財務大臣指定 Perception Bank における金融商品
- e. 金融サービス庁が取引を監督する非公開会社社債
- f. 官民協働事業を通じたインフラ投資
- g. 財務大臣令を通じて政府が設定した優先度に基づく不動産セクターへの投資、および/または
- h. その他の投資形態

財務大臣規則第 119 号では、上記の適格投資リストの各項目に対応する投資形態について、以下のとおりにさらに詳しく規定しています。

- a. 政府中期証券を含む債券
- b. スーク(イスラム債券)
- c. 株式
- d. ミューチュアル・ファンド

- e. 資産担保証券
- f. 不動産投資信託
- g. 定期預金
- h. 普通預金
- i. 当座預金、および/または
- j. 保険会社、融資会社、年金基金、またはベンチャーキャピタルが提供する商品を含む、金融サービス庁に認可されたその他の金融商品

ゲートウェイを通じた投資は Gateway bank における借入担保として利用することができます。

資産報告

法律第 11 号では、軽減レートが適用される納税者に対して以下の項目を定期的に財務大臣へ報告することを義務付けています。

- a. オフショア資産をインドネシアに送還した時点から 3 年間における、当該資産の半年ごとの送還・投資実現状況、および/または
- b. インドネシア国外に移動させることができないオンショア資産について、SKPP の発行時点から 3 年間における、当該資産の半年ごとの保有状況

これらの報告は、報告対象期間が 7 月～12 月の場合は翌年の 1 月 20 日が報告期限日となり、報告対象期間が 1 月～6 月の場合は当年の 7 月 20 日が報告期限日となります。これらの期限を超過した場合、税務署より警告通知書が発行され、納税者は 14 営業日以内に報告を行わなければなりません。14 営業日以内に報告が行われない場合は、以下の規定に従います。

- a. SPHPP で申告された純資産は 2016 年度に終了する会計年度の追加所得とみなされ、現行の税法規定に従い所得税の課税対象およびそれに付随する行政罰の対象となる。
- b. 納付済みの Redemption Money は上記の未納税金及び租税債務の相殺に充てられる。

行政罰により、2017 年 1 月 1 日から税務査定書の発行までの期間において、月 2% の加算税が最長で 24 ヶ月にわたり課せられます。

資産所有権の譲渡に係る所得税免除措置

土地、建物、および/または株式の形式による資産の所有権の内、まだ納税者の名義で所有されていないものについては、納税者を名義人として譲渡されなければなりません。このような所有権譲渡は以下のいずれかの条件を満たす場合に所得税が免除されます。

- 土地および/または建物の所有権の申請あるいは株式譲渡の合意が 2017 年 12 月 31 日までに行われること、または
- 土地および/または建物の所有権の譲渡ができない場合は、当該資産が実際上、納税者の所有下にあることを記載した公正証書を 2017 年 12 月 31 日までに提出すること

所得税は、納税者が税金免除申請書 (Surat Keterangan Bebas、以下「SKB」) を納税者の税務登記地の税務署に提出し、適用申請することで免除されます。土地および/または建物については、所有権譲渡の前に申請を行う必要があります。

SKB の申請要件は以下のとおりです。

土地および/または建物	株式
SKPP のコピー	SKPP のコピー
直近の土地・建物税務通知 (<i>Surat Pemberitahuan Pajak Terhutang Pajak Bumi dan Bangunan</i>) のコピー	株式が譲渡される会社の法人設立証書及びその改訂文書のコピー
当該資産が実際上、納税者の所有下にあることを記載した公正証書	当該資産が実際上、納税者の所有下にあることを記載した公正証書
譲渡された土地・建物の売却/購入/譲与証書のコピー	

税務署は SKB 申請書の受理から 5 営業日以内に SKB を発行します。そうでない場合は、申請は承認されたものとみなされ、税務署は以降の 2 営業日以内に SKB を発行しなければなりません。

SKB にて譲渡者側の所得税免除の旨が明記され、当該免除措置は 2017 年 12 月 31 日まで効力を有します。納税者が資産の所有権を 2017 年 12 月 31 日までに譲渡しない場合は、当該譲渡は現行の関連法規に従い通常の税務処理の対象となります。

上記のインドネシア税務アップデートについてご質問等ございましたら、下記の担当者までご連絡ください。

Your PwC Indonesia contacts

Abdullah Azis
abdullah.azis@id.pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@id.pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@id.pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@id.pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@id.pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@id.pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@id.pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@id.pwc.com

Dany Karim
dany.karim@id.pwc.com

Deny Unardi
deny.unardi@id.pwc.com

Engeline Siagian
engeline.siagian@id.pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@id.pwc.com

Felix MacDonogh
felix.macdonogh@id.pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

Gerardus Mahendra
gerardus.mahendra@id.pwc.com

Hanna Nggelan
hanna.nggelan@id.pwc.com

Hasan Chandra
hasan.chandra@id.pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@id.pwc.com

Hyang Augustiana
hyang.augustiana@id.pwc.com

Ivan Budiarnawan
ivan.budiarnawan@id.pwc.com

Kexin Lim
lim.kexin@id.pwc.com

Laksmi Djuwita
laksmi.djuwita@id.pwc.com

Lukman Budiman
lukman.budiman@id.pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto@id.pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@id.pwc.com

Otto Sumaryoto
otto.sumaryoto@id.pwc.com

Parluhutan Simbolon
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@id.pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@id.pwc.com

Ryosuke R Seto
ryosuke.r.seto@id.pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@id.pwc.com

Soeryo Adjie
soeryo.adjie@id.pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali@id.pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@id.pwc.com

Tim Watson
tim.robert.watson@id.pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@id.pwc.com

Turino Suyatman
turino.suyatman@id.pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@id.pwc.com

Yuliana Kurniadjaja
yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@id.pwc.com



www.pwc.com/id

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to maria.purwaningsih@id.pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2016 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.